

決算不認定に係る措置について

令和6年度豊橋市一般会計歳入歳出決算、令和6年度豊橋市総合動植物公園事業特別会計歳入歳出決算、令和6年度豊橋市水道事業会計決算、令和6年度豊橋市下水道事業会計決算及び令和6年度豊橋市病院事業会計決算の不認定を踏まえ、必要な措置を講じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第7項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第8項の規定により報告する。

令和7年12月8日提出

豊橋市長 長坂尚登

1 不認定となった日

令和7年9月26日

2 講じた措置の内容

一般会計、総合動植物公園事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の契約事務における不適正な事務処理に対する再発防止策として、次の措置を講じた。

（1）全職員に対する研修の実施

契約事務における不適正な事務処理の防止及びコンプライアンス意識の更なる向上を目的として、職員に対して、官製談合防止法の研修及び特別研修（契約事務）を実施した。

（2）随意契約に係る契約手続の明文化

ア 訓令等の改正

緊急修繕等の随意契約における不適正な事務処理が発生することを防止するため、「豊橋市決裁規程」及び「豊橋市上下水道局処務規程」を改正した。

イ 随意契約ガイドラインの改訂

随意契約に係る事務について、職員が統一的に解釈し、及び公正に実施できるようにするために、「豊橋市随意契約ガイドライン」を改訂した。

（3）随意契約に係る仕組み及び体制の整備

随意契約において、選定する事業者、見積書の受領、発注等の契約事務等を複数の職員で確認できるようにするために、「豊橋市随意契約ガイドライン」を改訂した。

報告第37号参考資料

1 全職員に対する研修の実施

(1) 官製談合防止法の研修

ア 日程及び場所

10月31日（金）午後2時から午後3時まで 東86会議室

イ 受講者数 52人（うち不適正事務処理該当課職員は、37人）

ウ 受講対象者 不適正事務処理該当課職員及び希望する技術職員

エ 研修内容 官製談合防止法について（講師：公正取引委員会職員）

(2) 特別研修（契約事務）

ア 日程、場所及び受講者数 2,031人 内訳は、次のとおり

開催場所	開催日	受講者数 (午前:60分)	受講者数 (午後:60分)
本庁講堂	11月 7日（金）	176人	158人
上下水道局大会議室	11月17日（月）	50人	53人
保健センター講堂	11月19日（水）	52人	40人
自席等での動画による受講	11月6日（木）から同月19日（水）までの10日間		1,502人

イ 受講対象者 全職員（市民病院の医療職、消防士、保育士、技能労務職であって現場で従事する職員、病気休職者、産育休者及びアルバイトを除く。）

ウ 研修内容

（ア）契約事務における不適正な事務処理の公表内容について

（イ）随意契約について

（ウ）官製談合防止法について（※）

（※）公正取引委員会が制作したeラーニング動画を視聴

2 隨意契約に係る契約手続の明文化

(1) 訓令等の改正

少額随意契約に係る一者随意契約をする場合の事業者の選定に関すること等について、部長決裁等とする「豊橋市決裁規程」の改正を行った。また、同様の内容について、「豊橋市上下水道局処務規程」の改正を行った。

(2) 隨意契約ガイドラインの改訂

ア 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の規定に基づく随意契約に係る見積書の徴取の方法について、競争見積方式による随意契約ができる場合及び一者随意契約ができる場合を表にまとめて新たに追加するなど、職員が随意契約に係る事務を統一的に解釈できるようにするために、「豊橋市随意契約ガイドライン」を改訂した。

イ 隨意契約における緊急の必要によるものの具体例の明示、事業者の選定の要件及び留意点を記載したほか、少額随意契約に係る一者随意契約をする場合の事業者の選定にあっては理由書を添付して部長決裁を得ることを新たに記載するなど、職員が随意契約に係る事務を公正に実施できるようにするために、「豊橋市随意契約ガイドライン」を改訂した。

3 隨意契約に係る仕組み及び体制の整備

随意契約において、偏りが出ないよう複数の職員で事業者を選定すること、事業者からの見積書を複数の職員で受領することを新たに記載するなど「豊橋市随意契約ガイドライン」を改訂した。